

商品代金集金委託規約

第1章 総則

第1条(本規約の適用)

本規約は、利用者がヤマト運輸株式会社(以下「当社」といいます。)およびヤマトグループ各社が提供する宅急便コレクト(代金引換)利用にあたっての一切に適用されます。なお、当社が提供する他の決済サービスについては、サービスごとの規約が優先されます。

2 当社は本規約を随時変更することができるものとします。この場合、変更された内容は、当社がこれを当社ホームページ上に公表した時点または書面その他の媒体に掲載した時点から効力を生ずるものとします。

第2条(運送および集金の委託)

利用者は、当社に対し商品の運送とその商品代金の代理受領業務を委託し、当社はこれを受託し本規約の定めるところに従って遂行します。

第2章 利用の申込み

第3条(サービスの申込み)

本サービスを利用されようとする者(以下「申込者」といいます)は、本規約に同意のうえ、当社所定の申込書の提出や当社ホームページに掲載するフォームに入力した情報の送信など、当社所定の手続きに従って決済サービスの利用を申込みものとし、当社がこれを承諾(別途通知、電話・メール・送り状のお届け等)した時に、当社との宅急便コレクト(代金引換)利用申込の利用契約が成立するものとします。なお、次の各号のいずれかに該当する場合は、当社は当該申込を承認しません。

- (1) 申込者が、虚偽の事実を申告した場合。
- (2) 申込者が過去に当社との契約につき、申込者の責に帰すべき事由により当社から解約されたことがある場合。
- (3) 当社の業務の遂行上、又は技術上、支障がある場合。
- (4) その他当社が不相当と認めた場合。

2 申込者は当社が必要と認める時には、本サービスの適格性について再審査を受けるものとします。

第3章 運用および集金の委託

第4条(運送および集金の委託)

利用者は当社およびヤマトグループ各社に対し、商品の運送とその商品代金の代理受領業務を委託し、当社はこれを受託し、利用者に代わって荷受人(以下「顧客」といいます。)から受領した商品代金を次条第1項に定める支払方法のうち利用者の選択する方法により利用者に支払うことを約諾します。なお、利用者は本サービスの利用を申込みことにより、当社およびヤマトグループ各社に対し、顧客が利用者に支払うべき商品代金を、利用者に代わって顧客から受領する権限を授与するものとします。

第4章 商品代金等の精算

第5条(商品代金の支払条件および支払方法)

利用者は当社と協議のうえ、集金払月締、集金払週締、集金払五十日締の3つの支払方法のうち1つを選択するものとします。それぞれの支払方法における支払期日は以下のとおりとし、当社は、その支払期日に第9条の精算を行ったのち利用者の指定する金融機関の口座に振り込むものとします。ただし、支払日が金融機関の休日にあたる場合は、その翌営業日に支払うものとします。なお一部金融機関においては営業日であっても、翌々営業日に支払う場合があります。

- (1) 集金払月締の場合、毎月5日・10日・15日・20日・25日・月末から一つを選択し、その日までに集金した商品代金については8日後に振込み。
- (2) 集金払週締の場合、毎週金曜日までに集金した商品代金については5日後に振込み。
- (3) 集金払五十日締の場合、毎月5日・10日・15日・20日・25日・月末から二つ以上を選択し、その日までに集金した商品代金については5日後に振込み。

2 利用者の振込口座変更による書類の未提出または利用者の記入ミス等により振込みが不能の場合は、当社は第10条第1項に基づく必要書類の提出を受けた後、直近の締めをもって支払いの手続きを行うものとします。

第6条(返品)

当社は、顧客が商品の受取りまたは商品代金の支払いを拒否したとき、もしくは顧客の事由により配達店において商品到着後7日以内に引き渡しができなかった場合には、その商品は利用者に返品する

ものとしします。

2 前項の返品にかかわる運送代金は原則として利用者の負担となります。

第7条(手数料)

利用者は当社の行う商品代金集金委託業務の手数料として、1送り状につき委託金額1万円未満は300円、1万円以上3万円未満は400円、3万円以上10万円未満は600円、10万円以上30万円までは1,000円とし、それぞれに消費税相当額を加えた額とします。なお、税法の改正により消費税等の税率が変動した場合には、改正以降における上記消費税相当額は変動後の税率により計算するものとしします。

2 前項の手数料は、返品の場合も同様とします。

3 精算書を書面で送付する場合は、別途当社が定める発行手数料を当社所定の方法により支払うものとしします。

第8条(諸経費の負担)

当社が商品代金受領のため顧客に発行する領収書貼付用の印紙代相当額は利用者の負担とし、当社が納付するものとしします。

2 第5条による金融機関振込手数料は利用者の負担とします。

第9条(精算)

当社が利用者より收受する商品代金集金委託手数料、消費税および地方消費税、印紙代相当額、金融機関振込手数料および利用者へ返品した商品代金相当額は、第5条により利用者へ支払われる商品代金から差引精算するものとしします。ただし、返品した商品代金の差引精算は、受託締切日(週締めの場合は金曜日、月締めおよび五十日締めの場合はその指定日)までに返品されたものについて行い、締切日以後に返品されたものについてはそれぞれ次回の支払日に差引精算するものとしします。

2 返品等により、当社より利用者へ支払った商品代金が超過した場合は、利用者へ選択している支払方法に従い第5条第1項各号で定められる支払期日に利用者は当社の指定する銀行口座に振り込む(返金)ものとしします。

3 第5条の利用者へ支払われる商品代金はヤマトグループ各社と当社が連帯してその支払いの責を負うものとしします。

4 利用者が当社、およびヤマトグループ各社へ支払う運送代金等が支払日に支払われない場合は、第5条の利用者へ支払われる商品代金およびヤマトグループ各社と当社間の商品代金集金委託規約に基づき当該ヤマトグループ各社が利用者の金融機関口座を振込先と指定した商品代金から運送代金等(ヤマトグループ各社が利用者に対して有する債権)を差引精算できるものとしします。

第10条(届出事項の変更)

利用者は当社へ届け出している商号、代表者、本店所在地、届出印、金融機関の振込口座およびその他本規約に関する届出事項に変更が生じた場合、直ちに以下に定めるいずれかの当社所定の手続きに従って、当社へ届け出しなければならないものとしします。

(1) 当社所定の届出用紙への届出印の押印

(2) 当社ホームページに掲載するフォームにおける届出事項の変更

2 利用者により前項の届け出が直ちになされなかったことにより書類送付、商品代金の延着や未着等によって生じた損害については、当社は一切責任を負わないものとしします。

3 利用者の届け出による変更手続きは、以下に定めるいずれかによって行うものとしします。利用者の届出印、証明書類の提出により不正が生じた場合には、利用者の責任とします。

(1) 本サービス利用の申込時に押印してある届出印を押印した当社所定の変更届の提出

(2) 当社ホームページに掲載するフォームにおける届出事項の変更および変更時に当社が指定する証明書類の提出

4 利用者の届け出による変更については、以下に定めるいずれかを当社が受理し、当社所定の手続きを経て変更が完了した時点をもって承諾したものとしします。

(1) 本サービス利用の申込時に押印してある届出印を押印した当社所定の変更届

(2) 当社ホームページに掲載するフォームによる届出事項の変更および変更時に当社が指定する証明書類

第11条(遅延損害金)

利用者は当社が第5条の支払条件に基づく商品代金の支払いを怠ったときは、当社に対し支払期日の翌日より支払完了の日まで日歩4銭の遅延損害金を請求することができるものとしします。

2 第9条第2項による利用者より当社に対する返金が遅延したときも前項に準ずるものとしします。

第5章 機密保持

第 12 条 (機密保持)

利用者および当社は、相手方の書面による事前の承諾なくして、利用契約に関連して知り得た相手方固有の業務上、技術上、販売上の機密情報を第三者に開示、漏洩しないものとします。ただし、業務上、利用者および当社が第三者への業務委託を要し、当該第三者が本条に規定する情報に接することになる場合には、当該第三者に対して、本条と同様の機密保持義務を課するものとします。なお、機密情報を相手方に開示する場合には、機密である旨の表示をするものとします。ただし、次の各号に該当する情報については、機密情報から除くものとします。

- (1) 開示の時点で既に公知のもの、又は開示後機密情報を受領した当事者（以下「受領者」といいます）の責によらずして公知となったもの。
 - (2) 受領者が第三者から機密保持義務を負うことなく正当に入手したもの。
 - (3) 開示の時点で受領者が既に保有しているもの。
 - (4) 開示された機密情報によらずして、独自に受領者が開発したもの。
- 2 前項の機密保持は、利用契約の解約、解除後も同様とします。

第 6 章 個人情報の保護

第 13 条 (個人情報の保護)

利用者および当社は、利用契約に関連して知り得た相手方の個人情報（氏名、住所、電話番号、e-mail アドレス、性別、口座番号等）ならびに個別契約に関連して知り得た顧客の個人情報（住所、氏名、電話番号、e-mail アドレスならびに商品の購入状況等）につき、利用契約の履行以外の目的に使用してはならないものとします。また、当該個人情報について、公益社団法人日本通信販売協会が定める「通信販売における個人情報保護指針」に従って適正に取り扱うものとします。本規約における「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により、特定の個人を識別することができるもの（当該個人情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別できるものを含む。）または個人識別符号が含まれるものをいい、「個人情報の保護に関する法律」の規定に則ります。

- (1) 当社は、本契約に関連して発生する業務の遂行にあたって、商品代金集金業務並びにサービスに係わるシステム運用等を、ヤマトグループ各社を含む第三者に業務委託する場合がございます。第三者への委託に際しては、本契約第 12 条ならびに本条各号と同様の機密保持契約を課するものとします。
 - (2) 利用者および当社は、その責において、利用者の保有する顧客の情報を含む一切の情報およびシステムを第三者に閲覧・改竄・破壊されないための措置をあらかじめ講じたうえで本契約を履行するものとします。
 - (3) 前 2 号に定めるセキュリティ保持義務が守られなかった場合、当社の責であることが認められる場合を除き、利用者はその全責任を負うものとし、当社およびカード会社に一切の迷惑をかけないものとします。
- 2 当社は、本条に定める個人情報の取扱状況につき、必要に応じて利用者に報告を求めることができます。
- 3 前各項の機密保持は、利用契約の解約、解除後も同様とします。

第 7 章 利用契約の解除

第 14 条 (利用契約の解除)

利用契約成立後、利用者が第 3 条 1 項各号に該当することが判明したとき、もしくは該当するに至ったとき、または第 3 条 2 項に基づく当社再審査により不適格と判断したときは、当社は利用者への事前の通知や催告を要せず、直ちに利用契約を解除できるものとし、この解除によって当社が損害を被った場合、利用者に対して賠償請求することができるものとします。また、利用者または当社が以下に定める各号のいずれかに該当する場合は、相手方への事前の通知や催告を要せず、直ちに本契約を解除できるものとします。

- (1) 本規約の取決めに違反した場合。
- (2) 監督庁から営業取消し、停止等の処分を受けた場合。
- (3) 手形交換所より不渡り処分を受けた場合または支払停止状態にいたった場合。
- (4) 第三者から差押え、仮差押え、仮処分等強制執行または競売の申立てを受けた場合。
- (5) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始の申立てがなされたとき、または清算に入った場合。
- (6) 解散を決議または他の会社と合併した場合。
- (7) 財務状態が悪化しまたはそのおそれがあると認められる相当の事由がある場合。
- (8) 自らが暴力団、暴力団構成員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等のいわゆる反社会的勢力もしくは反社会的活動を行う団体に所属し、もしくは所属していた場合、または密接な関係を有する場合。

(9)自らまたは第三者を利用して、暴力的行為、詐欺、脅迫的言辞、偽計または威力を用いた業務妨害行為等の不当な行為をした場合、または公序良俗に反する行為をした場合。

(10)その他本規約や個別規約に基づく義務の履行が期待できないと認められる相当の事由がある場合。

2 利用者または当社は、前項に定める契約の解除によって損害を被った場合、相手方に対して損害賠償を請求することができるものとします。ただし、前項第10号の事由その他利用者または当社の責に帰することのできない原因に基づく場合は、この限りでないものとします。

第8章 雑則

第15条(準拠法)

本規約に関する準拠法は、すべて日本法が適用されるものとします。

第16条(管轄裁判所)

利用者・当社間で訴訟等の必要が生じた場合は、当社の本店所在地を管轄する東京地方裁判所を専属的管轄裁判所とすることに予め合意します。

第17条(協議事項)

本規約に定めのない事項または本規約の条項に疑義が生じたときは、利用者・当社が誠意をもって協議のうえ解決を図るものとします。

付 則 本規約は2021年4月1日に改定。
ヤマト運輸株式会社